

大阪大学と大阪府との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪大学（以下「甲」という。）と大阪府（以下「乙」という。）が、教育、研究、まちづくり等の分野において、相互の連携を強化することにより、地域の発展及び活性化に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力を進めるものとする。

- (1) 人材育成・教育に関すること
- (2) 調査・研究及び事業の実施に関すること
- (3) 産学共創・産業振興に関すること
- (4) ダイバーシティの推進に関すること
- (5) その他本協定の目的に沿うこと

(連絡調整窓口)

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙はそれぞれ窓口を設置し、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲乙合意の上決定するものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって改廃の申入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力に関して必要な事項については、甲と乙で協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を所持する。

平成29年12月6日

甲：大阪大学

代表者 大阪大学総長 (自署)

乙：大阪府

代表者 大阪府知事 (自署)